

記号の見方: 日 日時・期間 場 会場 対 対象 定 定員 申 申込方法 締 締切 問 問合せ HP 天王寺区ホームページ



あなたや周りの人の命を守ろう

知っていますか? 自転車のルール

自転車運転中の携帯電話使用等による交通事故が増加傾向であることや、自転車を酒気帯び状態で運転した際の交通事故が死亡・重傷事故となる割合が高いことから、交通事故を抑止するため新しく罰則規定が整備されました。交通事故に遭わない、起こさないためにも、正しい自転車のルールを再確認し、安全運転を心がけましょう。

令和6年
11月1日施行

道路交通法の改正内容を確認しましょう

自転車関連事故
発生件数

9,041件

※大阪府(令和5年中)
出典:大阪府警察本部交通部交通総務課
自転車対策室

確認1

酒気帯び運転の禁止

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。



【違反者】

▶ 3年以下の懲役または50万円以下の罰金

【自転車の提供者】

▶ 3年以下の懲役または50万円以下の罰金

【酒類の提供者・同乗者】

▶ 2年以下の懲役または30万円以下の罰金

「酒気帯び運転」、「携帯電話使用等」は自転車運転者講習制度の対象になります。

自転車運転者
講習制度とは?

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせる恐れのある一定の違反(危険行為)を反復して行った者は講習制度の対象となります。

確認2

携帯電話使用等の禁止

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

※停止中の操作は対象外。



【違反者】

▶ 6か月以下の懲役または10万円以下の罰金

【交通の危険を生じさせた場合】

▶ 1年以下の懲役または30万円以下の罰金

確認3

「モペット」は運転免許必須

いわゆる「モペット」(ペダル付き原動機付自転車)は自転車ではなく一般原付等です。

原動機に加えペダル等を備えている原動機付自転車等をペダル等を用いて走行させることは、原動機付自転車等の運転に該当すると、明確に規定されました。



公道を走行するために必要なこと

- 一般原付等を運転することのできる運転免許
- ブレーキランプ、ウインカー、バックミラー等の備え付け
- ナンバープレートの取り付け、表示
- 自動車損害賠償責任保険(共済)への加入及び乗車用ヘルメットの着用

ペダル付き
原動機付自転車
について

※自転車は「軽車両」であり車両の一種です。道路交通法では、自転車のうち、大きさ等の一定の基準を満たすものを「普通自転車」として定義しています。こちらに掲載の自転車は「普通自転車」のことを指します。

問 市民協働課(安全まちづくり) ☎ 06-6774-9899

お知らせ・今月の各種無料相談会

マイナンバーカードを利用して
証明書取得!
行政キオスク端末(マルチコピー機)
を区役所1階に設置しました

請求書不要

100円お得(戸籍を除く)

コンビニエンスストアに設置されているマルチコピー機と同様の発行手順です。請求書を書いたり窓口で待つことなく、マイナンバーカードを利用することで戸籍証明書・住民票・印鑑証明・税証明等の各種証明書を取得できます。また、戸籍証明以外の証明書は窓口での発行より100円安く取得できます。操作に不安がある方は、案内人が操作をお手伝いします。ピンクの制服を着たスタッフにお気軽にお声かけください。※一部、取得できない証明書があります。

【必要なもの】

・マイナンバーカード

(利用者証明用電子証明書搭載のカード)

・数字4桁の暗証番号

(利用者証明用電子証明書の暗証番号)

問 窓口サービス課(住民情報)

☎ 06-6774-9963



詳しくはこちら

空家の管理・活用について

相続や居住者の転勤などで誰もが空家を所有する可能性があります。空家を放置すると、管理不全により、近隣の生活環境に支障

をきたすこともあります。空家になる前から、権利関係の確認など家の将来のことについて話し合っておくことが大切です。空家を管理するポイントをまとめた「空家ハンドブック」を区役所で配布しています。ぜひ、ご活用ください。

問 市民協働課(安全まちづくり)

☎ 06-6774-9899

顔写真は無料撮影
マイナンバーカードの出張申請
窓口開設中です

新規にマイナンバーカードの申請をする方を対象に市内各所出張申請サポートを実施しています。健康保険証との紐づけもサポート! 詳しくは電話またはHPをご覧ください。

問 大阪市マイナンバーカード
出張申請サポート窓口

☎ 050-3535-0200



詳しくはこちら

確定申告は、マイナンバーカードを
利用してe-Taxで!

確定申告は、ご自身のスマホやパソコンから電子申告(e-Tax)で作成・送信できます。①スマホ、②マイナンバーカード、③マイナンバーカードの暗証番号2種類を用意し、④マイナポータルアプリのインストールをお願いします。また、マイナポータル連携すると、控除証明書の自動入力

など、さらにスムーズな申告が可能です。確定申告期間、電子申告(e-Tax)は24時間利用可能(メンテナンス時間を除く。)ですので、ぜひ、ご自宅等から「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

確定申告書等
作成コーナー確定申告に
関するお知らせ申告書等の控えへの收受日付印の
押なつ廃止について

国税庁・国税局・税務署では、行政手続のデジタル化における手続の見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行っておりません。申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。申告書等をe-Taxにより提出した場合は、メッセージボックスから送信日時や申告内容を確認できます。

問 天王寺税務署(堂ヶ芝2-11-25)

☎ 06-6772-1281

※国税相談専用ダイヤル

☎ 0570-00-5901(全国一律料金)

8:30~17:00(土・日・祝日除く)

收受日付印の
押なつに関する
お知らせ

区役所で行う無料相談会

※体調不良の方は来庁を控えてください。

広告募集中

詳しくは、天王寺区ホームページをご覧ください。
<https://www.city.osaka.lg.jp/tennoji/>

広告募集中

詳しくは、天王寺区ホームページをご覧ください。
<https://www.city.osaka.lg.jp/tennoji/>